

岐阜県指令飛県第215号の5

住 所 岐阜県下呂市馬瀬名丸28番地3
名 称 馬瀬建設株式会社
氏 名 代表取締役 森本 繁司 様

令和2年11月18日付けで申請のありました採取計画については、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定により、下記のとおり認可します。

令和2年12月4日

岐阜県飛騨県事務所長

記



1 採取場の区域

申請地 岐阜県下呂市馬瀬下山字歩岐高708番26外1字外23筆
面 積 39, 746m²

2 採取する岩石の種類及び数量

安山岩 149, 120トン

3 採取の期間

令和2年12月26日から令和7年12月25日まで

4 認可条件

- (1) 採取行為等は、必ず当該申請書及び申請書添付書面のとおりに行うこと。
- (2) 採取行為等により災害等が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに、速やかに飛騨県事務所長に報告すること。
- (3) 前号の災害等により第三者に被害を及ぼした場合は、その損害賠償の責任を負うものとする。
- (4) 岩石等の搬入出路は常時補修し、良好な状態に保持し、荷くずれ等により道路を汚損しないこと。
- (5) 採取行為等について他法令による規制がある場合は、着手前にその許認可等を得ること。
- (6) 作業時、運搬時等に発生する汚水、紛じん及び騒音等により周辺の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (7) 採石場の区域については、杭あるいはポール等を設置すること。
- (8) 岩石の採取を廃止したときは、速やかに岩石採取廃止届を提出すること。
- (9) 別添市長等の意見を遵守すること。
- (10) 前各号のほか、採石法及び同法施行規則を遵守すること。

教 示

この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。

取消しの訴えは、鉱業等に係る土地利用の調整手続き等に関する法律第50条の規定により、公害等調整委員会の裁定に対してのみ提起することができます。